

## 平成28年度 4月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年4月4日（月）午後3時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (委員会許可分 2件)  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (町許可分 3件)  
議案第3号 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
(町許可分 1件)  
議案第4号 農用地利用集積計画について (委員会決定分37件)  
議案第5号 農業委員会の適正な事務実施に基づく平成27年度  
点検・評価(案)について  
報告第1号 農地法第18条第6項による通知書 (6件)

その他

出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則  
木下 信行 牛島 博子 原 善實 田中 市三 田中 芳春  
峯 孝樹 鷺崎 和志 中島 勝 小池 正保 田中 良明  
中野 秋彦 大川 幸博 鶴 香代子 吉丸 俊春 森園 寛治  
内田 秀光 大坪 正治

欠席者 中山 好典

事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より4月の定例農業委員会を開催します。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

桜の花も満開の中、4月の定例農業委員会に出席くださいます。ありがとうございます。

報告事項としまして、平成27年度まで佐賀県知事の権限において行われていました農地法に基づく事務処理の権限が、平成28年4月1日よりみやき町に権限移譲されたこととなります。4ha以下の農地転用許可事務等を町が行うこととなり、町部局のまちづくり課が事務担当部局となったことを報告いたします。

今日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分2件）、議案第2号として農地法第5条の規定による許可申請について（町許可分3件）、議案第3号として農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について（町許可1件）、議案第4号として農用地利用集積計画について（委員会決定分37件）、議案第5号として、農業委員会の適正な事務実施に基づく平成27年度点検・評価（案）について、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（4件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、23番〇〇委員さんと24番〇〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇委員

農地法第3条の所有権移転の案件であります。譲受人より自分は田んぼを僅かしか持たないが、12、3年前から従弟から田んぼを借り受けてハウスを建てサボテンや梅の花などの鉢植えを市場に出荷しているとのことでした。従弟が譲渡してよいとの申出あったことから、今回の申請となったとのことです。私が下限面積があることを伝えたところ、農業委員会事務局より特例対象との説明があったとのことでした。法令について確認したところ、農地法施行令第6条第3項に適用されると規定されておりました。

3月23日に会長、副会長、事務局と現地調査を行い、ハウス内において花木の栽培が行われ、今後も花木の生産、出荷が行われることを確認しました。

下限面積の50a未満ではありますが、集約的営農が行われていることから。農地の

所有権移転にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

他にも例外規定があるのであれば教えてもらいたい。

事務局

農地法施行規則第6条第3項には、4項目ほど規定されていますが、多くが今回と同様に集約的な施設栽培の場合と思われま

会 長

他に無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

3月23日に会長、副会長、事務局で現地調査を行っていただきました。

当該農地については、所有者が遠方に居住しているため、今までは区で草刈りを行っていましたが、譲渡人と譲渡人は縁戚関係であり、今回譲受人が耕作・管理を行うため、今回の申請に至ったわけで、区としても大変助かっており、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号2については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

3月23日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請農地南側は、昨年から住宅用地として2区画売却をされ、その残りを今回駐車場用地として転用されています。農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ送付することに決定いたしました。続きまして議案第2号2農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

3月23日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

現地は、山林と隣接した畑であり、雨水は西側の水路へ排水されるため駐車場用地として影響はなく、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号2は、申請どおり許可相当として町へ送付することに決定いたしました。続きまして議案第2号3農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

3月23日に会長、事務局と現地調査を行いました。

雨水及び生活排水については、排水経路は確保されており、周辺農地への影響もないことから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇 委員

議案書において、町長処分とされているのはなぜですか。

事務局

会長の冒頭挨拶でもあったとおり、権限移譲を受けたことにより、平成28年3月までの議案では県知事処分とされていたものが、許可権者が町長となったことから、町長処分としています。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号3は、申請どおり許可相当として町へ送付することに決定いたしました。続きまして議案第3号1農地法第4条及び第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第4条及び第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条及び第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

3月23日に会長、事務局と現地調査を行いました。

先ほど審議されました一般住宅用地及び5471-1への取付け道路としての申請であり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号1は、申請どおり許可相当として町へ送付することに決定いたしました。続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利

用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、農業委員会の適正な事務実施に基づく平成27年度点検・評価（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業委員会の適正な事務実施について、平成21年度の農地法改正に伴い毎年実施することになっており、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について農業委員会にお謀りして、ホームページで30日間、農業者から意見募集を行い、再度、この項目について結果を基に6月の農業委員会にお謀りして、その分をホームページに掲載し、みやき町で決定して、6月末までに県を經由して農政局に報告するようになっています。内容については、農政局の指示事項、昨年の報告、近隣市町を参考に調整し掲載しており、今日承認いただければ、30日間ホームページに掲載しますので、委員さんで何か気付いた点がありましたら、5月の委員会までに修正箇所等の連絡をいただければと思います。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願いいたします。

〇〇 委員

P45（5）地域農業者等からの意見等がすべて意見なしになっている点についてお尋ねしたい。

事務局

農業委員会事務局への直接の申出、あるいは、農業者との意見交換会において出された意見を記載することとされていますが、意見がなかったため、掲載の内容となっています。

〇〇 委員

P49の違反転用の適正な対応についてですが、違反転用と見受けられる案件について、会長に問題提起を行っているが、記載がされていない。課題として処理をされているのか。前任者の話では、「法改正の状況を見極め対応する。」との整理の仕方がなされていると確認している。地元での違反転用の場合、地元委員としては胸が痛む。

事務局

違反転用への対応については、県へ報告した実績がある場合記載しています。

〇〇 委員

従前からの経緯がある案件の場合、地元委員だからと言って責任を負うことはできない。会長名での指導文書等の対応を検討すべきではないか。

〇〇 委員

既に転用されてしまえば、農地の現状復旧は難しいと思われる。

確認した当初が1番重要であるから、農業委員会として、何らかの歯止めは必要ではないか。違反転用は、地元一人の農業委員だけの責任ではなく、農業委員会全体の責任ととらえるべきと思われる。

〇〇 委員

違反転用に対する法令の罰則の効力がどの程度あり、有効性はあるのか。損害賠償等訴訟となりうることについても考えておかなければならない。

事務局

法令的には、原状回復命令、行政代位執行等の規定はされています。

〇〇 委員

違反転用に対しては、会長名での文書指導を行うべきと考える。

事務局には権限はないことから、地元委員だけの問題とするのではなく、話を協議、調整して、その対応については会長に従う。

また、対応として権限移譲になったのならば、始末書により追認による手続きを取ることとはできないのか。

事務局

権限委譲となっても、転用の許可基準自体は変わらないため、許可基準に該当する案件以外は違反転用となります。

違反転用の新たな発生防止のためにも、罰則があることを明記した文書を検討し、啓発を行います。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第5号について承認することをお願いしたいと思います。

それでは、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。



事務局

資料P50第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他ということをお願いいたします。

事務局

① 農地法改正に伴う農地転用事務について

農地法改正により、30aを超える案件については、事前にネットワーク機構常設審議委員会に意見を聴取後、意見書を付して、許可権限が委譲されたため、町長に対し、申請書を進達する。常設審議委員会に付議しない案件については、町部局の許可事務を行うまちづくり課に対し、農業委員会のみ意見書を付して進達する。

② 農業委員報酬について

会 長

今回は5月2日（月）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
「賛成」

それでは、5月2日（月）実施するということで決定いたします。

それから、来月の現地調査を4月25日（月）午前中に予定しておりますのでよろしくお願い致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで4月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長

議事録署名人 23 番

議事録署名人 24 番